

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年2月26日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

専決処分書

専決第17号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成28年2月15日専決

亀山市長 櫻井 義之

施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

1 事故原因及び状況

平成27年12月4日午後5時45分頃、天神二丁目地内の県道鈴鹿関線沿いに設置してある住居表示案内板が強風により折れ、相手方の所有するフェンスに接触したことで、フェンス2枚を破損させた。

2 相手方住所及び氏名

[Redacted]

3 損害賠償の額

108,000円